

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告示

### 鳥取県告示第三百八十九号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号）第五条の規定により身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項による身体障害者手帳の交付を受けた児童に対して昭和三十年六月一日から昭和三十一年三月三十一日までの間レントゲン診断料を無料とする。

昭和三十年八月十六日

鳥取県知事 遠藤

茂

### 目次

- ◇告示 使用料及び手数料の額の減額  
建設業者の登録  
土地改良区定款変更認可  
土地改良事業計画の縦覧  
肥料検査の結果  
ひな白痢検査の実施
- ◇選管告示 団体の解散の際の寄附及びその他の収入並びに支出の報告書要旨
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

### 鳥取県告示第三百九十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十年八月十六日

鳥取県知事 遠藤

茂

登録番号 登録年月日 商号又は名称 申請者氏名  
 (は)第三八六号 昭和三十年七月六日 横山組 米子市富士見町四一 横山 武好  
 (は)第三八七号 " 七月十四日 岡島工務所 八頭郡船岡町大字船岡 岡島 正雄

鳥取県告示第三百九十一号  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条  
 第二項の規定により、日吉津村海川土地改良区及び中野  
 土地改良区の定款変更について、昭和三十年八月九日認  
 可した。

昭和三十年八月十六日  
 鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百九十二号  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八  
 条第一項の規定により、別表のとおり土地改良区から新  
 たな土地改良事業を行うことについての認可の申請があ  
 ったので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行

つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のよう  
 に縦覧に供する。  
 昭和三十年八月十六日  
 鳥取県知事 遠 藤 茂  
 一 縦覧に供すべき書類の名称  
 土地改良事業計画書の写  
 二 縦覧の期間  
 昭和三十年八月十七日から同年九月五日まで  
 三 縦覧の場所  
 別表のとおり  
 四 異議の申立  
 利害関係人において公告に係る決定に対して異議があ  
 るときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事

別表  
 に申し立てること。

土地改良区の名称	縦覧場所
大灘土地改良区	東伯郡大栄町役場
泊村小浜	泊村
北条川	北条町

鳥取県告示第三百九十三号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条  
 の規定に基き昭和三十年三月中に実施した肥料検査の結  
 果は次のとおりである。

昭和三十年八月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

肥料の種類	保証票添附者	検査 点数	内不合 格点数
硫酸アンモニア	住友化学工業株式会社	—	—
塩化アンモニア	旭硝子工業株式会社	—	—
石灰窒素	日本カーバイド工業株式会社	—	—

尿 素	東洋高压工業株式会社	—	—
"	住友化学工業株式会社	—	—
硝酸アンモニア	"	二	—
過磷酸石灰	日産化学工業株式会社	—	—
硫酸加里	第一物産株式会社	—	—
塩化加里	住友商事株式会社	—	—
"	第一物産株式会社	—	—
普通配合肥料	片倉肥料株式会社	四	—
"	清和商会	四	—
化成肥料	住友化学工業株式会社	八	—
"	日本チツカリン肥料株式会社	—	—

鳥取県告示第三百九十四号  
 次のようにひな白痢検査を実施するから家畜傳染病予防  
 法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定によ  
 り鶏の所有者に対して検査をうけることを命ずる。  
 昭和三十年八月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射の期及びその方法 ひな白痢急速疑集反応

別表

実施期日	実施区域	実施場所
八月二十日	西伯郡境港町	門永象一養鶏場
"二十二日	米子市彦名町	木村武栄"
" "	" "	此下忠晴"
"二十三日	" "	今市庄太郎"
" "	" "	中島勘治"
"二十五日	"阿部	泉 寿夫"

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十五号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により次の団体より解散の届出があつたが、その際における寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は次のとおりである。

昭和三十年八月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨

一 種類 政治資金規正法第十七条の規定による報告書

二 期間 昭和三十年七月一日から七月二十六日まで

三 報告書の要旨

団体名	寄附及び収入の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額		一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
鳥取県綿羊組合連合会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和三十〇、七、二九
西伯郡蚕糸技術員組合	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"
米子市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"

- 四 主たる寄附者及び支出者 該当なし
- （一）寄附者
- （二）支出者

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十六号  
 臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年八月十六日

鳥取県教育委員会委員長 河合弘道

一日 時 昭和三十年八月十八日 午前十一時

一場所 鳥取県教育委員会 会議室

一 議題 教職員員の給与について